

埼玉県目標設定型排出量取引制度

中小企業等が設置する事業所の 目標削減率の緩和について

【注意】

本資料は、目標設定型排出量取引制度における中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和に関するガイドライン（令和2年4月）に基づくものです。詳細については、同ガイドラインを確認してください。

目次

1. 緩和措置の概要
2. 対象となる事業所
3. 手続きの流れ
4. 提出書類

1. 緩和措置の概要

緩和措置の概要

ポイント

- ✓ 一部事業所の目標削減率を緩和（第3削減計画期間）
- ✓ 対象は中小企業等が設置する大規模事業所
- ✓ 事業者による申請手続きが必要
- ✓ 事業所が複数ある場合は、事業所ごとに申請
- ✓ 申請は毎年度行う必要がある
- ✓ 初年度の申請期日は9月30日まで。翌年度以降の申請期日は7月31日まで

1. 緩和措置の概要

目標削減率の緩和

ガイドライン
P1, 2

- 第3計画期間から**中小企業等に対する目標削減率の緩和措置**を新たに導入
- 中小企業等が設置する事業所の**目標削減率を3/4に緩和**
- 適用期間：第3計画期間（令和2～6年度）

		目標削減率			目標削減率
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R元)	第3計画期間 (R2～R6) 緩和前	
第1 区分	事務所、店舗等 (1-①区分)	8%	15%	22%	16.5%
	うち、他人から供給された熱の割合が2割以上 (1-②区分)	6%	13%	20%	15%
第2 区分	工場、上下水道、 廃棄物処理施設等	6%	13%	20%	15%

※ 第3計画期間の目標削減率（22%又は20%）が適用される事業所においてのみ緩和する。

1. 緩和措置の概要

要件の確認時期と緩和適用期間

ガイドライン
P3, 9, 13

- 中小企業等への該当は、**緩和を受ける年度の前年度末（3月31日）時点の状況で判断**
- 緩和を希望する場合、**申出書を期限までに提出**
- 申出書により中小企業等への該当を県が確認した場合、**目標削減率を緩和**

(緩和適用の例)

		第3計画期間					
年度	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
中小企業等への該当		該当				非該当	
申出書の提出期限	3月31日	9月末 ^{※1}	7月末	7月末	7月末	提出不要 ^{※2}	
県からの通知		適用通知				取消通知	
目標削減率の緩和		適用あり				適用なし	

※1 初めて緩和を受ける年度のみ9月末までに申出書を提出。翌年度以降は7月末までに提出。

※2 中小企業等に該当しなくなったことによる届出等は不要。（申請がなければ、自動的に取り消されます。）

2. 対象となる事業所

対象となる中小企業等

ガイドライン
P2, 3

緩和の対象となる「中小企業等」とは、次のいずれかに該当する者とする。

	要件	ガイドラインにおける分類
①	中小企業者 （中小企業基本法第2条第1項） ただし大企業等が実質的に経営を支配する場合等は緩和の対象にならない。（スライド8へ）	中小企業者
②	協業組合 （中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第7号） 商工組合 （ ” ” 第8号） 商工組合連合会 （ ” ” 第9号）	組合等
③	事業協同組合 （中小企業等協同組合法第3条第1号） 事業協同小組合 （ ” ” 第1号の2） 信用協同組合 （ ” ” 第2号） 協同組合連合会 （ ” ” 第3号） 企業組合 （ ” ” 第4号）	
④	商店街振興組合、商店街振興組合連合会 （商店街振興組合法第2条第1項）	
⑤	生活衛生同業組合 （生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条） 生活衛生同業小組合 （ ” ” 第52条の4第1項） 生活衛生同業組合連合会 （ ” ” 第53条第1項）	
⑥	個人	

2. 対象となる事業所

中小企業者の定義

ガイドライン
P3~6

資本金・従業員数のいずれかが、業種分類ごとに
下表の数値以下である事業を営む法人及び個人を「中小企業者」とする。

業種分類※1	資本金又は出資総額	常時使用従業員数※2
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※1 業種分類については、中小企業基本法上の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂に基づき判断。

※2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」。
パート労働者であっても正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱う。

なお、以下の者は中小企業者には含まれない。

- ・ 会社法以外で設立された法人
(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など)
- ・ 国及び地方公共団体

2. 対象となる事業所

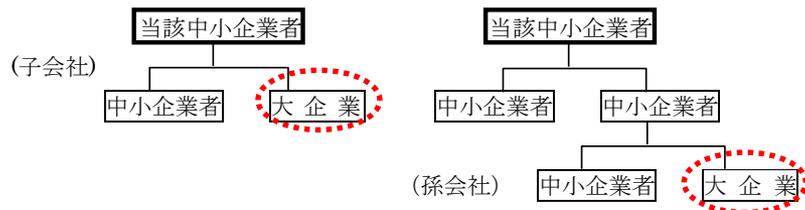
対象とならない中小企業者

ガイドライン
P7~9

中小企業者の要件に該当する場合であっても、ア～ウの例示のように
大企業等が経営を実質的に支配する場合等は目標削減率の緩和対象とはなりません。

(大企業等が外国会社の場合も国内会社と同様)

ア 大企業を子会社等を持つ場合（特定中小企業）

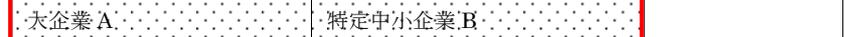


イ 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が 当該中小企業の経営を実質的に支配している場合

①一の大企業が当該中小企業者の発行済株式の二分の一以上を所有



②複数の大企業若しくは特定中小企業が当該中小企業者の発行済株式の三分の二以上を所有



③一の大企業の役員が当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務



ウ その他、目標削減率の緩和対象とならない場合

以下の者が経営を実質的に支配※している場合

- ・ ア及びイに該当する中小企業者
- ・ 会社法以外で設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など）
- ・ 国及び地方公共団体

※ 実質的な支配の例

- ・ 上記の法人が単独で当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合
- ・ 上記の法人と大企業が、合わせて当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合
- ・ 当該中小企業者の役員数の2分の1以上が1つの上記の法人の役員、職員などに相当する構成員である場合

2. 対象となる事業所

区分所有の建物、テナントビルの取扱い ①

ガイドライン
P1, 2

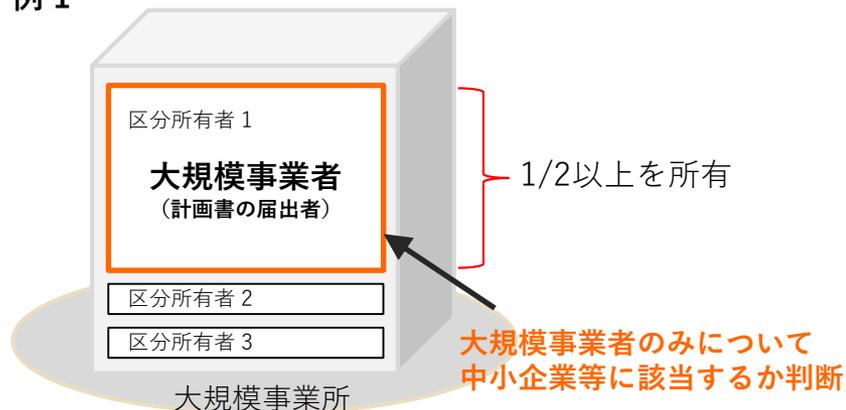
区分所有の建物やテナントビルについては、
中小企業等に判断するかを判断を行う「設置者」を、次の①及び②のとおりとする。
全ての「設置者」が中小企業等に該当する場合に、目標削減率緩和の対象とする。

① 区分所有の建物の場合

大規模事業者が所有する面積（専有面積）が
大規模事業所の床面積の**2分の1以上の場合**

⇒ **大規模事業者を「設置者」とする。**

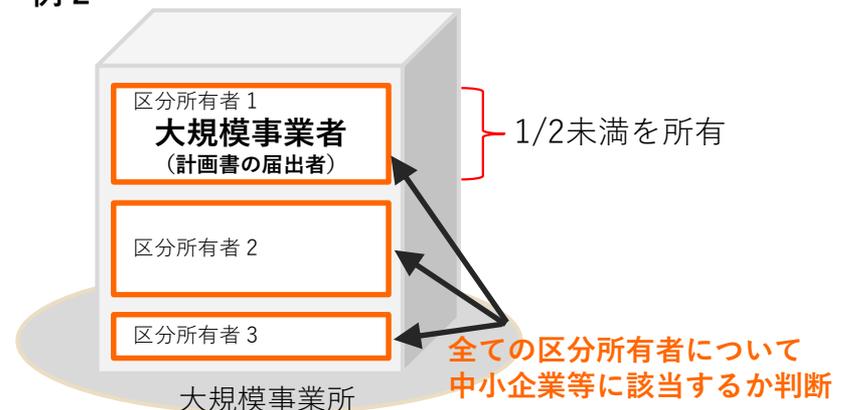
例 1



大規模事業者が所有する面積（専有面積）が
大規模事業所の床面積の**2分の1未満の場合**

⇒ **全ての区分所有者を「設置者」とする。**

例 2



2. 対象となる事業所

区分所有の建物、テナントビルの取扱い ②

ガイドライン
P1, 2

② 一部をテナントに賃貸しているビルの場合

前年度の使用エネルギーが年間1,500kL以上のテナントがあり、そのテナントの占有する面積が2分の1以上である場合

⇒ 大規模事業者に併せてBテナント等に関する特定事業者（計画書の提出者）をともに「設置者」とする。

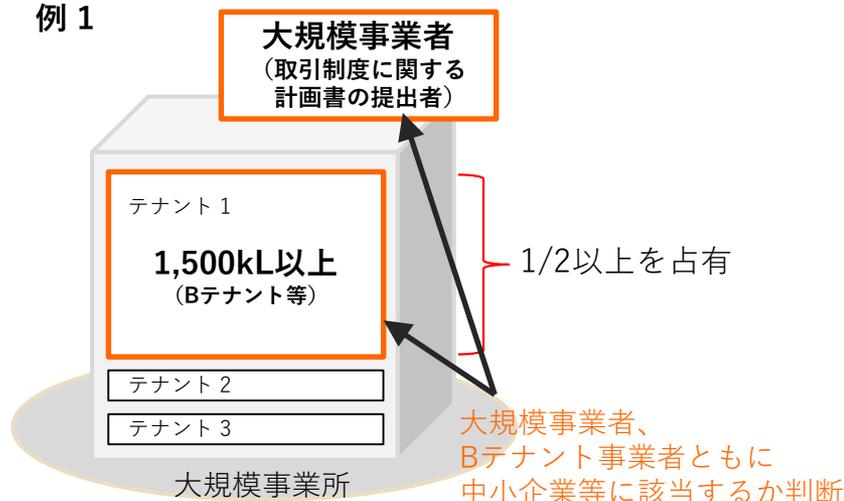
・ 前年度の使用エネルギーが年間1,500kL以上のテナントがない場合

または

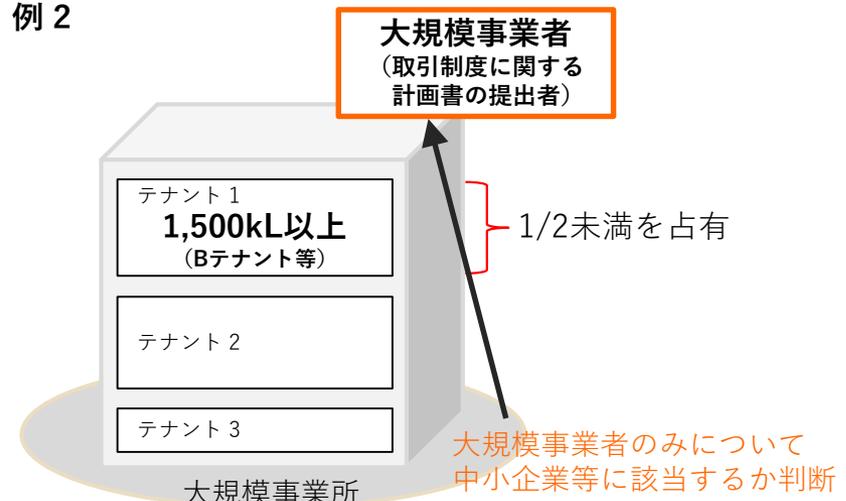
・ 前年度の使用エネルギーが年間1,500kL以上のテナントがあるが、そのテナントの占有する面積が2分の1以上ではない場合

⇒ 大規模事業者を「設置者」とする。

例 1



例 2



2. 対象となる事業所

中小企業等への該当チェック

ガイドライン
P2~9

STEP 1

大規模事業所の設置者が次のいずれかに該当する場合は **STEP2**へ

- ・ 中小企業者 (スライド6参照)
- ・ 組合等
- ・ 個人

STEP 2

次のいずれかに該当する場合は **STEP3**へ

- ・ 大規模事業所の設置者は、STEP 1 で確認した **1事業者のみ**
- ・ 大規模事業所の設置者が複数の場合、**全員が中小企業等に該当** (スライド9,10参照)

STEP 3

STEP1及びSTEP2で確認した中小企業者が**次の要件に該当していない**

(組合等及び個人の場合は確認不要) (スライド8,12参照)

- ・ 大企業を子会社に持つ(特定中小企業)
- ・ 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配
- ・ 上記に該当する中小企業者、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人などが実質的に経営を支配

- **中小企業等に該当し、緩和措置の対象となる可能性があります。**
- 緩和措置を希望する場合は、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を県に提出してください。(要件に該当するか不明な場合は、県にご相談ください)

2. 対象となる事業所

中小企業者に関するチェック

ガイドライン
P9~11

前頁のSTEP1~3に該当する場合であっても、
次の項目に1つでも該当する場合は、目標削減率の緩和対象となりません。

(組合等及び個人を除く)

該当有無	緩和措置の対象とならない要件	確認内容・方法
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/>	大企業を子会社に持つ(特定中小企業) ※ 孫会社や玄孫会社等の資本関係であっても同様	事業報告書等により確認
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/>	一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している	株主名簿や事業報告書等により確認
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/>	複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している	株主名簿や事業報告書等により確認
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/>	一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の2分の1以上を兼務している	社内で保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/>	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが実質的に経営を支配*している ※ 要件は次のとおり ・単独で発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有 ・複数で発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を所有 ・これらの団体又は法人のうち、1の団体又は法人の役員又は職員が、役員総数の1/2以上を兼務	株主名簿や事業報告書等により確認

3. 手続きの流れ

スケジュール・提出時期

ガイドライン
P9~14

初めて緩和措置を受ける年度：申出書の提出が必要です

初めて緩和措置を受ける年度の
前年度末 (例：R2年3月末)

大規模事業所の設置者全員 (大規模事業者) が「中小企業等」に該当

初めて緩和措置を受ける年度の
9月末 (例：R2年9月末)

大規模事業者が「**大規模事業所の目標削減率緩和申出書(様式1)**」
を提出 (申出書提出に係る第三者検証の受検は不要)

(緩和措置の要件に該当することを県が確認)

県から大規模事業者あてに
「取引制度に係る目標削減率の緩和について(様式2-1)」を通知

緩和された翌年度以降：毎年度申出書の提出が必要です

緩和措置を受ける年度の
前年度末

大規模事業所の設置者全員 (大規模事業者) が「中小企業等」に該当

緩和措置を受ける年度の
7月末

大規模事業者が「**大規模事業所の目標削減率緩和申出書(様式1)**」
を提出 (申出書提出に係る第三者検証の受検は不要)

※ 前年度から継続して目標削減率が緩和される場合、県からの通知は行いません

内容に変更が生じた場合

申出書の内容に変更があったとき

翌年度、申出書を提出する際に変更内容を記載してください。

※ 上記以外に、変更の届出等は不要。

設置者のうち一部又は全部が中小企業等に該当しなくなったとき

事業者での手続き等の必要はありません（スライド5参照）

- ・ 目標削減率の緩和措置の適用の可否は、緩和措置を受けようとする年度の前年度末（3月31日）時点の状況で判断するため、年度途中で緩和措置の適用要件を満足しなくなった場合においても手続きは不要。
- ・ また、翌年度の大規模事業所の目標削減率緩和申出書の提出も不要。

次のいずれかに該当する場合は、県から緩和措置の取消しを通知

- 大規模事業所の目標削減率緩和申出書（添付書類含む）が提出されなかったとき
- 設置者のうち一部又は全部について中小企業等であることが確認できなかったとき

4. 提出書類

初めて緩和措置を受ける年度の提出書類

ガイドライン
P10, 11

- **大規模事業所の目標削減率緩和申出書**（様式1（別添1, 2(1), 2(2)含む））※
※ 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに提出すること
- **下記の添付書類**
※ 複数の大規模事業所について同一の設置者が申請を行う場合は、法人に係る添付書類（例：商業登記簿謄本）は原本1通のみの提出で構いません（他の申請書にはコピーを添付）。事業所に係る添付書類（例：建物の登記事項証明書）は、事業所ごとに原本を提出してください。

提出区分	添付書類	確認する事項
必須	登記事項証明書（商業登記簿謄本）（原本） （原則発行後3か月以内のもの）	資本金・株主数・発行済株式総数・業種・役員数等
	会社概要又はパンフレット （右記を確認でき、外部に公表・配布等を行っているもの）	業種・従業員数等
必要に応じて	従業員数の確認書類	従業員数
区分所有の建物、 又は一部をテナントに賃貸している 建物の場合	建物の登記事項証明書（原本） （表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの。 原則発行後3か月以内のもの。）	所有者名、所有面積等
	使用賃貸借契約書の写し	Bテナント等を設置する事業者の占有面積

- ・ 上記添付資料の作成日は、指定のある場合を除き、申出書提出の前年度末に最も近い日付であること。
- ・ 上記のほか、申告事項の確認のため、株主名簿、決算報告書、事業報告書、株主総会の資料や議事録等について埼玉県から提出又は提示を求める場合があります。

4. 提出書類

緩和措置された翌年度以降の提出書類

ガイドライン
P13

- **大規模事業所の目標削減率緩和申出書**（様式1（別添1, 2(1), 2(2)含む））※

※ 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに提出すること

- **前頁の添付書類**

ただし、①～③の各事項に変更がない場合、添付書類の提出は不要

① 設置者

② 大規模事業者の専有面積

（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物に限り、大規模事業者が複数ある場合はその合計）

③ Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

（同一事業所内に複数のテナント等を有する場合はその合計）

4. 提出書類

申出書の記入方法 [様式1]

様式1

大規模事業所の目標削減率緩和申出書

令和2年〇月〇〇日

(宛先)
埼玉県知事

提出者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇
 名称 株式会社〇〇
 代表者職・氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (個人事業者にあつては、住所及び氏名)
 電話番号 048-xxx-xxxx

下記の大規模事業所について、令和2年度の目標削減率の緩和の適用を受けたいので、「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」を添付して申し上げます。

緩和対象となる大規模事業所	事業所番号	010x01
	事業所の名称	株式会社〇〇 埼玉工場
	設置者リスト	別添1のとおり
	設置者の変更 (申告初年度は記載不要)	
	大規模事業者の 専有面積の合計 (テナント事業所の専有面積のみ記載)	㎡
	特定事業者の 占有面積 (テナント事業所がある専有のみ記載)	6,000.00 ㎡
連絡先	所属事業者名	株式会社〇〇
	郵便番号	xxx-xxxx
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇
	所属部署	総務部〇〇課
	担当者職名	主任
	担当者名	□□ □□
	電話番号	048-xxx-yyyy
	FAX番号	048-xxx-zzzz
	E-mailアドレス	****@###.co.jp

- 申出日（作成日）を必ず記入

- 大規模事業者（地球温暖化対策計画書の提出者）の住所、名称、代表者職・氏名、電話番号を記入
- 代表者印は押印不要

- 緩和を受けようとする年度を選択

- 事業者番号、事業所名称は、地球温暖化対策計画書に記載しているものに合わせる

- 緩和適用2年目以降の場合に選択
(初年度は空欄とする)

(大規模事業所が**区分所有の建物**である場合のみ記入)

- 大規模事業所が専有している延床面積を記入
※ 計画書算定資料に記載している延床面積を参考のこと

(大規模事業所内に**Bテナント事業所***がある場合のみ記入)

- Bテナント事業所の延床面積を記入
※ 使用賃貸借契約書を参照のこと

- 担当者の連絡先を記入
※ 担当者は提出者に属する方としてください

4. 提出書類

申出書の記入方法 [別添2(1)]

(別添2(1))

令和 年度

事業所番号

目標削減率の緩和対象となる中小企業者について

1. 目標削減率の緩和対象となる中小企業者に関する情報

事業者名(商号)	株式会社〇〇		
設置者の種別	大規模事業者		
大規模事業所に対する占有(専有)面積 ^{※1}			m ²
<small>これ以降の項目は、中小企業等の種別が「中小企業者」の事業者のみが記入する。</small>			
会社設立の年月日	昭和50	年	〇 月 〇 日
従業員数(役員を除く。)			500 人
資本金の額(出資金)			200,000 千円
発行済株式	総数	xxxxx 株	
	うち大企業等の保有数	yyyy 株	
役員数	全体	7 人	
	うち大企業等の役員又は職員 ^{※2}	0 人	
役員名	1	〇〇 〇〇	11
	2	△△ △△	12
	3	□□ □□	13
	4	◇◇ ◇◇	14
	5	XX XX	15
	6	YY YY	16
	7	ZZ ZZ	17
	8		18
	9		19
	10		20
日本標準産業分類による業種 ^{※3}	大分類	製造業	
	中分類	食料品製造業	
	小分類	パン製造業	
中小企業基本法による中小企業者の業種分類	製造業、建設業、運輸業その他の業種		

別添2(1)については、1つの大規模事業所に対して設置者(中小企業者)が複数いる場合、中小企業者ごとに作成し、申出書に添付(様式をコピーして作成)

※ 組合等及び個人においては、別添2(1)の提出は不要

• 登記簿の名称と一致していること

• **Bテナント等を設置する特定事業者**又は**区分所有建物の設置者**(大規模事業者を含む。)のみ記入

• 登記簿の記載内容と一致していること

• **売上高が最も大きな事業**について、日本標準産業分類第10回改訂版に基づき業種を選択/記入

• 該当する業種を選択

4. 提出書類

申出書の記入方法 [別添2(2)]

(別添2(2))

2. 目標削減率の緩和対象とならない中小企業者に関する確認

中小企業者であっても、次の事項に1つでも該当する場合は目標削減率の緩和対象とはなりません。全ての項目について該当するか否かを確認してください。

申請番号	様式番号〇〇
申請年度	010*01

記入欄	目標削減率の緩和対象にならない条件	確認内容・方法
該当 非該当 ●	大企業(中小企業以外の会社)を子会社に持つ(特定中小企業)	子会社や孫会社の中に大企業があるかどうかについて、事業報告書等により確認する。
該当 非該当 ●	一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している	株式総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有する大企業(その役員を含む。)又は特定中小企業(その役員を含む。)の有無について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当 非該当 ●	複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している	株式を保有する又は出資する大企業、特定中小企業(その役員を含む。)が複数存在する場合、その合計が株式総数又は出資価額の総額の2/3以上となることはないかを、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当 非該当 ●	一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の二分の一以上を兼務している。	大企業、特定中小企業の役員、職員を兼務する役員が役員数の1/2以上であることはないか、社内で保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該当 非該当 ●	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが実質的に経営を支配している。	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが、次の状態となっていないか株主名簿や事業報告書等により確認する。 ・単独で発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有している。 ・複数で発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を所有している。 ・これらの団体又は法人のうち、1の団体又は法人の役員又は職員が、役員総数の1/2以上を兼務している。

別添2(2)については、1つの大規模事業所に対して設置者(中小企業者)が複数いる場合、中小企業者ごとに作成し、申出書に添付(様式をコピーして作成)

※ 組合等及び個人においては、別添2(2)の提出は不要

- 「確認内容・方法」の記載に基づいて、各条件への該当/非該当を確認し、記入欄にチェックを入れる

3 添付する書類

登記事項証明書(商業登記簿謄本)	△別紙(1)のとおり
会社概要・パンフレット等	△別紙(2)のとおり
その他(必要に応じて)従業員数の確認書類	△別紙()のとおり
建物の登記事項証明書	△別紙(3)のとおり
使用貸借借契約書	△別紙(4)のとおり
	△別紙()のとおり

- 申出書に添付する書類に「一連の番号」を付し、その番号を記入
※ 大規模事業所の設置形態によって、添付書類は異なります